

介護保険事業に係る附属機関等

【甲賀市介護保険運営協議会】

■設置について

甲賀市介護保険条例第 33 条

介護保険事業計画の策定及び評価、介護保険事業の運営その他の介護保険に関する事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市介護保険運営協議会を設置する。

■協議会の任務

甲賀市介護保険運営協議会規第 2 条

協議会は、介護保険事業の運営に関する次の各号に掲げる事項につき市長の諮問に応じて審議し、必要があるときは、市長に建議することができる。

- (1) 甲賀市介護保険事業計画及び甲賀市老人保健福祉計画の作成に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) 計画の運営上の課題に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、計画の事業推進に関すること。

2 前項の諮問があったときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかに答申するものとする。

【甲賀市地域包括支援センター運営協議会】

■設置について

甲賀市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 1 条

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 39 第 115 条の 46 の規定に基づき、甲賀市地域包括支援センターの公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、甲賀市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

■所掌事務

甲賀市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 2 条

- (1) センターの担当する圏域の設定に関すること。
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託に関すること。
- (3) センターの運営に関すること。
- (4) センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所に関すること。
- (5) センターの職員の確保に関すること。
- (6) センターの公正・中立性の確保に関すること。
- (7) 地域包括ケアに関すること。

【甲賀市地域密着型サービス運営委員会】

■設置について

甲賀市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第1条

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項の規定に基づき、地域密着型サービスの運営を円滑に図るため、甲賀市地域密着型サービス運営委員会を設置する。

【甲賀市地域ケア会議】

■設置について

甲賀市地域ケア会議設置運営要綱第1条

地域包括ケアシステムを構築し、地域における多様な社会資源の調整を行い、解決困難な問題及び広域的な課題を検討し、新たなサービスの構築及び広域的な支援体制の整備を図ることにより、高齢者が安心していきいきとした生活を送れるまちづくりを行うため、甲賀市地域ケア会議を設置する。